

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第 191 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書のうち、「藤井川」以外に係る行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当であるが、「藤井川」に係る行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、これを取り消し、再度対象文書を特定の上、改めて開示可否を決定すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 17 年 9 月 19 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、砂防指定地内河川である椋原川、堀坂川、荒谷川、在屋川、大乘川、赤坂川、古家谷川、曾井川、滝ヶ谷川、大串川、藤井川、清水川、総九郎川、原川及び東郷川（以下これらを「椋原川等」という。）に架けられている全ての橋について、許可権者（国有地管理者）が、橋の設置者に対して、「行政財産上の排他的、かつ、独占的な使用権の設定」を許可している事実を明らかにする文書（①橋梁の所在地名、②河川名及び③橋梁を設置することについての必要不可欠性を調査した記録を含む。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関では、本件請求に対し、椋原川等に架けられている橋についての広島県砂防指定地管理条例（平成 14 年条例第 47 号。以下「管理条例」という。）に基づく占用許可又は同意の起案文書（以下「本件請求文書」という。）について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 17 年 11 月 14 日付けで異議申立人に通知した。

なお、実施機関は本件処分を行うに際し、平成 17 年 10 月 3 日付けで、異議申立人に補正通知を行い、同月 10 日付けで、異議申立人から当該補正通知への回答書が提出され、さらに、実施機関は、同月 12 日付けで、条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、決定期間の延長を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 17 年 12 月 18 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次

のとおりである。

- (1) 本件請求の開示請求書で請求した行政文書は、実際に架けられている橋について、①橋の所在地名、②河川名及び③橋梁を設置することについての必要不可欠性を調査した記録であるが、広島県は、行政文書不存通知書という裁量権を濫用した処分を強行した。
- (2) 広島県は、椋原川等には、橋梁が一本も架かっていないと説明しているのか、又は、橋梁についての許可（設置についての必要不可欠性の調査を含む。）をしていないと弁明しているのか、いずれにしても不当な処分である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

砂防指定地内の河川に橋を設置しようとする者は、管理条例第3条及び第4条の規定に基づき、実施機関へ事前に申請書（以下「許可申請書」という。）を提出の上許可を受けなければならないとされている。

許可申請書の提出があった場合には、記載事項に漏れがないかどうか（橋梁の所在地名及び河川名を含む。）また、申請内容が必要不可欠性などの許可基準を満たしているかどうかを審査し、その記録を審査記録簿に記載することとしている。橋梁の所在地名や河川名が記載された許可申請書及び必要不可欠性などを審査した審査記録簿は、当該申請に対する許可審査に係る起案文書の中につづられ、年度ごとに保管されている。

本件請求の内容から、東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「本件担当建設局」という。）において、当該起案文書を本件請求の対象となる行政文書と特定し、本件担当建設局の管内の砂防指定地内河川について、検索を行った。

その結果、同管内の砂防指定地河川のうち、椋原川等に架かる橋については、許可申請書が提出されていなかったことから、不存を理由として不開示としたものである。

本件請求の内容は、「行政財産上の排他的、かつ、独占的な使用権の設定」を許可している事実を明らかにする文書であり、椋原川等に架かる橋については、許可申請書が提出されていないのであるから、本件請求文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件異議申立てについて

本件請求の開示請求書によると、異議申立人は、異議申立人らの砂防指定地内制限行為及び砂防設備占有許可申請に対する不許可処分に係る審査請求における裁決書に、実施機関が、国有地である河川に工作物である橋梁を設置する行為は原則禁止であり、特別な場合に限り、例外的に許可権者は許可している、また、橋梁が投影する河底を占有することは、許可権者が橋梁の設置者に対して「行政財産上の排他的、独占的な使用権の設定」を許可していることになる旨を記載していることを踏まえて本件請求をした。

本件請求に対し、実施機関は椋原川等に架かる橋について占有許可申請書又は協議書（以下これらを「占有許可申請書等」という。）が提出されていないため本件処分を行ったところ、異議申立人は、実際に架けられている橋について文書を請求したのに、行政文書不存という処分を強行した旨主張している

ことから、異議申立人は、実施機関において、占用許可申請書等の提出がされていない橋の設置者に対しても「行政財産上の排他的、独占的な使用権の設定」を許可又は同意（以下これらを「許可等」という。）しているはずであると考へ本件異議申立てをしたものと解される。

2 本件処分の妥当性について

そもそも「行政財産上の排他的、独占的な使用権の設定」は、実施機関が上記裁決書において、国有地占用について定義したものであって、占用許可申請書等が提出されていないものに対して「行政財産上の排他的、独占的な使用権の設定」、すなわち占用の許可等をすることはあり得ない。

したがって、占用許可申請書等を提出していない橋について、「行政財産上の排他的、独占的な使用権の設定」を許可等している事実を明らかにする文書が存在しないのは当然である。

また、異議申立人は、開示請求書に「①橋梁の所在地名、②河川名及び③橋梁を設置することについての必要不可欠性を調査した記録を含む。」と記載しているが、そのような調査は占用許可申請書等が提出されてから、申請書類に基づいて行われるものと考えられる。

ところで、本件請求の対象とされている砂防指定地内河川のうち、藤井川については、開示請求書に「50 藤井川（旧 大崎町）：『行政情報コーナー』へ実際に配架されていた『砂防指定地一覧表』を閲覧（写しを取得）した結果によれば、昭和 46 年 12 月 6 日建告 1948 の『藤井川』と記載されている。平成 17 年 8 月 6 日付け行政文書開示請求書（再補正）に証拠資料を添付し、『藤井川』の記述はないと主張する広島県に対して、明確な文書回答を求めているが、全く回答がなく無視されている。」と記載されている。

当審査会において確認したところ、昭和 46 年 12 月 6 日の建設省告示第 1948 号（以下「昭和 46 年建告第 1948 号」という。）で告示された砂防法第 2 条に係る河川のうち、旧大崎町に存在するものは、「瀬井川」であった。

そして、藤井川に係る本件処分の通知書の「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」欄には「藤井川」と記載されていることから、実施機関は、本件請求は、「藤井川」という名称の河川に関する文書を請求するものと捉え、藤井川という名称の河川は存在しないことを理由として本件処分を行ったものと認められる。

また、当審査会から実施機関に対して、平成 17 年 8 月 6 日付け「行政文書開示請求書（再補正）」（以下「別件請求書」という。）の提出を求め、見分したところ、「『行政情報コーナー』に配架されていない昭和 49 年 4 月 1 日作成の砂防指定地一覧表を引用して、『藤井川』の記述は該当ないと平気で嘘をつき、謝罪しようしない竹原支局長に対して、明確な文書回答を要求します。証拠として行政情報コーナーでコピーした『砂防指定地一覧表』の該当箇所の写しを添付します。」と記載され、添付された写しでは「昭和 46 年 12 月 6 日建告 1948」の欄の溪流名は「藤井川」と記載されていた。さらに、別件請求書に先立って実施機関が異議申立人に発出した補正通知には、「広島県庁行政情報コーナーに配架している『砂防指定地一覧表 昭和 49 年 4 月 1 日 広島県土木建築部砂防室』の記載内容を確認したところ、竹原土木事務所管内には溪流名「藤井川」は該当なく、昭和 46 年 12 月 6 日建設省告示第 1948 号で指定された

砂防指定地で豊田郡大崎町に所在するものとしては、溪流名「瀬井川」が存在することを念のため申し添えます。」と記載され、本件請求は、これらのやり取りを背景に行われたものと認められる。

異議申立人が、本件請求において、あくまでも「藤井川」という名称の河川に係る文書を求めているのか、昭和46年建告第1948号で指定された旧大崎町の河川に係る文書を求めているのかは判然としない。本来であれば、実施機関は、本件請求時に、昭和46年建告第1948号で指定された、実在する瀬井川に架かる橋を請求対象から除外するのを確認した上で開示決定等を行うべきであったが、現時点では、実施機関が既に行った本件処分を前提としてその妥当性を判断せざるを得ない。

そこで検討すると、異議申立人が別件請求書において、昭和46年建告第1948号で指定された旧大崎町の河川は「瀬井川」であることに納得せず、「藤井川」と記載された一覧表の写しを添付していることに対して、その記載内容に関する実施機関による更なる説明はないまま、別件請求書に対する決定が行われているから、異議申立人としては、本件請求において「藤井川」と記載したものと認められる。

また、本件請求は、開示請求書に、上記のとおり昭和46年建告第1948号による河川であることが明記されており、「藤井川」とは記載されているものの、当該告示による河川である「瀬井川」に係る請求と捉える余地がある。

さらに異議申立人は、上記1のとおり、橋梁の設置は例外であり、その設置根拠等に関する文書があるはずであるとの趣旨で本件請求を行っているから、本件請求を、存在しない河川に関する文書を対象としたものと捉えることは不合理である。

そうすると、藤井川に係る本件請求は、昭和46年建告第1948号による河川である瀬井川に係る文書を請求するものと捉えるべきである。

以上のことから、実施機関が、藤井川以外の椋原川等に架かる橋について占用許可申請書等が提出されていないため本件処分を行ったことは妥当であるが、藤井川に架かる橋についての本件処分については、瀬井川に係る請求であると捉えた上で対象文書を特定し、再度開示決定等を行うべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 18 年 2 月 13 日	・ 諮問を受けた。
令和元年 10 月 4 日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和元年 12 月 9 日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和元年 12 月 25 日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2 年 8 月 21 日 (令和 2 年度第 4 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2 年 9 月 18 日 (令和 2 年度第 5 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広 島 大 学 大 学 院 教 授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広 島 修 道 大 学 教 授